



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 以前、国や県などが障害者を決められたとおりに雇用してなかったことで問題がありましたね。その後、障害者雇用促進法が変わったそうですがどのように変わったのか教えてください。

A 国や地方公共団体は民間企業よりも社会的役割が重い分、民間企業の見本となり障害者を積極的に雇用しているはず、と思っていましたのに、とても残念なことでした。

現在の障害者雇用促進法は次のとおりです。

【雇用義務】

従業員45.5人以上雇用している企業は障害者を1人以上雇用しなければならない

【現行の障害者雇用率】

〈民間企業〉

民間企業	2.2%
特殊法人等	2.5%

〈国及び地方公共団体〉

国、地方公共団体	2.5%
都道府県の教育委員会	2.4%

・令和3年4月より更に0.1ずつ引き上げます。

障害者の雇用率が低い民間企業の場合、ハローワークより次の順序で指導を受けます。

- ① 雇用状況報告(毎年6月1日の状況)
- ② 雇入れ計画作成命令(2年計画)
- ③ 雇入れ計画の適正実施勧告
- ④ 特別指導(特に遅れている企業に対し、公表を前提として特別指導を実施)
- ⑤ 企業名の公表

かなり厳しい指導ですね!! 民間には!

国や地方公共団体に今回新たに定められたのは、アンダーラインの部分です。

- ① **国及び地方公共団体の責務**として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、**障害者活躍推進計画作成指針**を定め

るものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、**障害者活躍推進計画**を作成し公表しなければならないこととする。

- ③ 国及び地方公共団体は**障害者雇用推進者**及び**障害者職業生活相談員**を選任しなければならないこととする。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した**障害者の任免状況を公表**しなければならないこととする。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を罷免する場合には、**公共職業安定所長に届け出**なければならないこととする。

民間企業に対する改正措置としては、今まで週10時間以上20時間未満で働く雇用保険に加入できない障害者に対しての「特例給付金」が新設されました。内容は、次の通りです。

1. 支給対象となる障害者(すべてに該当が必要)

- ・障害者手帳等を保持する障害者
- ・1年を超えて雇用される障害者(見込みを含む)
- ・週所定労働時間が10時間~20時間未満の障害者

2. 支給額

対象障害者の実人月数×単価=支給額

単価は、週所定労働時間20時間以上の労働者の数に応じて決まります。

7,000円(納付金申告義務ある100人超事業主)

5,000円(納付金申告義務なし100人以下事業主)

3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間 毎年度1年間(4月~翌3月)

申請期間⇒100人超事業主 : 翌4/1~5/15

100人以下事業主 : 翌4/1~7/31

支給⇒10月~12月

4. 提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

その他、障害者雇用の取組が優秀な中小企業を認定することになりました。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980